

## 第 136 回 豊橋市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和 4 年 5 月 9 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
2. 場 所 豊橋市役所 東館 講堂  
オンライン併用
3. 案 件 第 1 号議案 東三河都市計画公園の変更について（豊橋市決定）  
第 2 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・  
汚物処理場の変更について  
第 3 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書  
（変更）について
4. 出席委員 16 名  
第 1 号委員 浅野 純一郎委員、三輪 多恵子委員、小笠原 敏彦委員、  
金子 康子委員、小林 和夫委員、松岡 孝子委員、  
駒木 伸比古委員、村松 史子委員、夏目 真季委員、  
柳原 茂委員  
第 2 号委員 坂柳 泰光委員、鈴木 博委員  
第 3 号委員 鈴木 節子委員、白村 暁委員、桑 昌司委員、  
吉見 正樹委員
5. 欠席委員 1 名  
鈴木 彰委員
6. 審議会の結果  
第 1 号議案 原案のとおり可決  
第 2 号議案 原案のとおり可決  
第 3 号議案 原案のとおり可決
7. 事務局  
金子都市計画部長  
（都市計画課）  
佐藤課長、石原主幹、鈴木主査、吉川技師、熊谷主事  
（公園緑地課）  
浅井課長、夏目専門員、神谷主査、氏原主事  
（施設建設室）  
稲垣室長、光松主幹、木村補佐、村田技師

## 8. 議事の概要

- ・出席委員が過半数に達したため審議会の成立が確認された。
- ・会長であった戸田委員が退任したため、あらかじめ職務代理者に指名されていた浅野委員を議長とし、新たな会長の選出を行った結果、指名推薦により浅野委員を会長に選任した。
- ・また、浅野会長より会長職務代理者に三輪委員が指名されるとともに、今回の議事録署名人に松岡委員と柳原委員が指名された。
- ・議案の審議内容・過程において、運営規則に定められた非公開事項に該当する恐れのあるものが含まれていないことを確認の上、議案を審議した。

### 第1号議案 東三河都市計画公園の変更について(豊橋市決定)

次の要旨で説明された。(説明者：公園緑地課長)

#### ○議案

- ・今回の都市計画の変更は潮満公園を廃止するものである。

#### ○議案概要説明書

##### 都市計画変更の理由

- ・公園に関する都市計画は「住民のレクリエーションの場の確保」「生活環境の整備保全」「都市の安全性の向上」「良好な都市景観の形成」という4つの観点から整備を図り、もって都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的とする計画を定めている。
- ・潮満公園の近隣には複数の遊具を有する「小池町ちびっこ広場」があり、同等以上のレクリエーション機能が担保される。また、隣接する潮音寺と先ほどの「小池町ちびっこ広場」には500㎡以上の樹林地があり同等以上の景観機能が担保されている。さらに、潮満公園は災害時に一時的に非難する指定緊急避難所となっていたが、近隣の「豊橋中央高校グラウンド」も指定緊急避難所となっているほか「豊橋中央高校校舎」が第二指定避難所となっており、緊急時の避難場所が確保されており、防災機能も担保されている。
- ・公園の代替機能が担保される他、使用貸借契約の終了や周辺の土地利用の変化も踏まえ、都市計画の変更の見直しを検討した結果、潮満公園を整備しない場合でも、住民の生活環境の整備や保全が確保出来る事から、潮満公園の区域を削除する都市計画の変更を行う。

#### ○縦覧及び意見書の提出について

- ・令和4年3月22日から4月5日まで案の縦覧を行った結果、縦覧者0名で、意見書の提出はなかった。

#### ○今後のスケジュール

- ・審議会後のスケジュールとしては愛知県との協議を行い、令和4年6月下旬に告示を

する予定となっている。

説明終了後、以下の点につき質疑された。

委員

代替機能について、小池町ちびっこ広場は潮満公園と同等なのか。また、避難について、グラウンドは距離があるのではないか、小池神社が近くにあるがそこは避難場所にはならないのか。

事務局

公園の代替機能について、潮満公園には滑り台やぶらんこ、砂場があった。小池町ちびっこ広場にはぶらんこ、滑り台、鉄棒があり、レクリエーション機能としては代替機能があると考えている。樹木についても、潮満公園 30 本ほどあったのに対し、潮音寺に十数本あり、小池町ちびっこ広場に 10 本ほどあることから樹林地としてもほぼ同じような状況であると考えている。

指定緊急避難場所については、地域防災計画で指定緊急避難場所と位置づけているのは公有地で 1,000 m<sup>2</sup>以上の都市公園とし、一定の避難ができる場所となっている。ただ、地元の要望により民有地を指定緊急避難場所として検討することが可能であると防災部局から聞いている。

委員

小池公民館はどうか。

事務局

公民館は市が運営しているものではないため、地元要望により防災部局と協議になる。現時点では説明会時も含め地元からの要望はなかったため、要望があれば防災部局との協議となる。

会長

潮満公園が廃止されることにより、地元の方に指定緊急避難場所がなくなることが正確に伝わっていないとそういった要望も出てこないと思うので、その点の説明は万全にされているという理解でよい。

事務局

地元自治会には再度説明する。

会長

審議会としての答申をまとめる。

第 1 号議案 東三河都市公園の変更について(豊橋市決定)

原案のとおり議決することでご異議はないか。

各委員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件は原案のとおり可決された。

第2号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更について（豊橋市決定）

第3号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（変更）について

第2号議案と第3号議案が関連しているため、一括審議することとし、次の要旨で説明された。（説明者：施設建設室長）

#### ○議案

- ・豊橋田原ごみ処理施設整備計画の変更に伴い、都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場中第1号廃棄物総合処理施設の面積を約9.2haから約6.0haに変更する。

#### ○議案概要説明書

- ・豊橋市都市計画マスタープラン及び東三河都市計画区域マスタープランにおいて、一般廃棄物処理施設における施設の方針として、ごみ処理の広域化に向けた整備を進める旨の記載がある。また、愛知県ごみ処理広域化・集約化計画においては、豊橋市及び田原市は豊橋田原ブロックとして位置付けられており、「豊橋市資源化センターと田原リサイクルセンター炭生館を統合し、1施設による処理体制を目指す」とあり、新たなごみ処理施設の整備については広域的な整備をすることとされている。

#### ○都市計画の必要性

- ・豊橋田原ごみ処理施設整備事業の整備予定地として第1号廃棄物総合処理施設（豊橋市資源化センター）の北側を含む区域で決定したが、近年のごみ量減少傾向を受けて施設規模を417t/日に見直したことにより、既存の敷地内に整備することが可能となったため、区域を縮小するものである。
- ・区域の縮小にあたり、現施設でのごみ処理を継続しつつ新たな施設の段階的な整備を実施できることから周辺へ及ぼす影響が抑制されるとともに、将来にわたって施設を経営的に運営することができるため、妥当性及び合理性があると確認している。

#### ○都市計画の位置、区域、規模の妥当性

- ・位置や区域の妥当性については現都市計画と変更なし。

- ・規模の妥当性については、豊橋市と田原市から発生する焼却ごみ処理量が 417 t / 日、粗大ごみ処理量は 36 t / 日発生すると予想され、これらの処理が可能な施設規模を確保する。
- ・計画地の利用方法について、既存の処理施設の敷地内で段階的に整備する。工場棟は圧迫感や日照阻害等の周辺環境に与える影響を低減するような配置に努め、緑地率 25% 以上の確保に配慮する。既存施設の跡地を含め、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な利用形態を検討する。
- ・以上のことから、当該都市計画は妥当であると言える。

#### ○縦覧及び意見書の提出について

- ・令和 3 年 10 月 19 日から 11 月 19 日まで案の縦覧を行った結果、縦覧者は 1 名で意見書の提出はなかった。

#### ○今後のスケジュール

- ・審議会後のスケジュールとしては愛知県との協議を行い、令和 4 年 6 月下旬に告示をする予定となっている。

#### ○環境影響評価書（変更）について

- ・豊橋田原ごみ処理施設整備事業は、「愛知県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価書の公告及び縦覧等の手続きを経ていたが、整備予定地の変更に伴い、変更後の事業実施が環境に及ぼす影響について改めて調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全のための措置を検討・評価することとなった。
- ・令和 3 年 10 月に公表した「東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書（変更）」に対する意見の見解及び令和 4 年 3 月に受領した愛知県知事意見を踏まえ、内容の検討、修正を行い取りまとめた。
- ・事業計画策定時の環境配慮事項及び予測評価結果を踏まえた環境保全措置の確実な実施により、周辺環境の影響はできる限り回避・低減が図られ環境保全についての管理は適切になされると評価している。

#### ○今後のスケジュール

- ・環境影響評価手続きと都市計画手続きは密接に関連していることから、一体性を確保するため手続きを合わせて行っている。
- ・審議会の後、令和 4 年 6 月下旬頃に「都市計画」の告示を行い、評価書を公告する。縦覧期間を経て手続き完了となる。

説明終了後、以下の点につき質疑された。

#### 委員

令和元年度に、現施設の北側に区域を拡大する当初計画はなくなつたと、農業委員会でも報告は受けていたが、説明が十分になされていなかったと思われる。今後、内容が変わる際には、農業委員会に対して丁寧な対応が必要ではないかと考える。関係機関には十分ご配慮願いたい。

#### 事務局

内容が変わったことについて、関係部署に丁寧な説明や情報共有ができていなかった点はお詫び申し上げる。今後は丁寧に対応するよう努めてまいる。

#### 会長

審議会としての答申をまとめる。

第 2 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更について（豊橋市決定）

第 3 号議案 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書（変更）について  
原案のとおり議決することでご異議はないか。

#### 各委員

異議なし

#### 会長

異議なしと認め、本件は原案どおり可決された。